

熊本県障害者スポーツ・文化協会会員サークル登録及び支援に関する要項

(目的)

第1条 熊本県障害者スポーツ・文化協会（以下「協会」という。）は、協会会則第4条第1項第4号に基づき、障害者のスポーツ及び文化クラブ（以下「サークル」という。）の育成を図るため、登録及び支援に関する事項を定め、サークルの活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 サークルとは、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 同一のサークルに所属する会員で概ね10名程度の者によって構成され、年度内を通して6ヶ月以上の活動を行う団体。
- (2) 障害者のスポーツ及び文化の振興と社会参加を促進することを目的とする非営利団体。

(登録)

第3条 サークルは、協会が指定するサークル登録申請書（様式1）及びサークルメンバー表（様式2）並びに事業計画書等を添付のうえ、熊本県障害者スポーツ・文化協会会長（以下「会長」という。）あて登録申請するものとする。

(承認)

第4条 会長は、前条に基づく登録申請があった場合、内容等を審査の上、申請を受理した日から30日以内に申請者に対し、登録の承認の有無について通知（様式3）を行うものとする。

(登録の抹消)

第5条 会長は、第2条に定義する要件を満たさなくなった場合、そのサークルは登録を抹消することがある。

(活動支援)

第6条 協会は、第4条で承認を受けたサークルに対し、サークル自らが企画・運営する自主的な活動等の支援を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、補助金の交付に関する要項は別途定める。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、協会会員サークル登録及び支援に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この要項は、平成16年1月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。